

府政防第1122号  
平成25年11月22日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

## 大規模災害からの復興に関する法律の運用について

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の内容については、「大規模災害からの復興に関する法律について」（平成25年6月21日付府政防第555号）により通知したところですが、下記に法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。また、下記中に用いる略語は以下の通りです。

法：大規模災害からの復興に関する法律

施行令：大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）

施行規則：大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成25年内閣府令第51号）

## 記

### 第一 総則

#### 1. 法が対象とする災害（法第2条及び附則第2条関係）

##### （1）特定大規模災害

法が対象とする災害の規模については、基本的に東日本大震災や阪神・淡路

大震災と同等以上のものを想定している。これを法においては「特定大規模災害」として災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害と定義した。法による復興対策本部や復興計画に基づく特例等については、この特定大規模災害に適用されることとなる。これは復興対策本部と同様の組織が法律によって設置された災害がこれまで東日本大震災と阪神・淡路大震災のみであること、復興計画に基づく特例等は私権制限にも関わる既存の個別法の特例であること等から、それらの適用については、同様の措置が講じられた二度の大震災と同等規模以上の災害に限定すべきと判断したためである。

## （2）特定大規模災害等

一方、都市計画法の特例（法第42条）及び災害復旧事業等に係る国等による代行（法第3章第3節）については、緊急災害対策本部が設置されていなくても、「著しく異常かつ激甚な非常災害」として政令で指定したのものにも適用することとした。この政令指定する災害と特定大規模災害を併せて、法では「特定大規模災害等」と定義した。これは都市計画及び災害復旧事業等に係る代行の適用が地方公共団体からの要請に委ねられており、また、行政間の特例であることから、東日本大震災等と同等規模以上のものに限定する必要はないと判断したためである。

なお、「著しく異常かつ激甚な非常災害」については、死者・行方不明者、避難者等の数や被災家屋数などからみた被害の規模、態様その他の状況から判断して、極めて大規模かつまれにみる災害を想定しているが、これら諸般の事情を斟酌する必要があるため、数値等による一律の基準を示すこととはしていない。ただし、「非常災害」が発生した場合には、災対法第24条に基づく非常災害対策本部が設置できるものとされていることから、少なくとも同本部が設置されていない災害については、「著しく異常かつ激甚な非常災害」には該当しないと解すべきである。

## （3）東日本大震災の扱いについて

法は、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、復興のための基本的な枠組み等を定めているものであり、法附則第2条において、法律案を閣議決定した平成25年4月12日以後に発生した災害について適用することとした。このため、東日本大震災については本法の対象とはならない。

## 2. 基本理念（法第3条関係）

### （1）規定を設けた趣旨

復興とは、災害対策の一環であるとともに、災害を前提とした地域づくりであり、地域や地区に根付いた取組が必要である。このため、基礎自治体である市町村が住民の意向を尊重して主体的に取り組むとともに、都道府県が広域的な方針を示し、国が各種支援措置を講ずるといった適切な役割分担の下、イン

フラなどの整備と併せて、被災者の生活再建と地域経済の復興を一体的に図る必要がある。

法では、このような考え方を国及び地方公共団体が共有することで、各々の施策がより円滑かつ迅速になされるよう、今後の大規模災害からの復興に当たって共通する基本理念を定めた。

## (2) 具体的内容

基本理念に掲げた「生活の再建」、「経済の復興」及び「将来にわたって安全な地域づくり」の具体的な内容はそれぞれ以下の通りである。

### ア) 生活の再建

住宅対策を始め基盤インフラの整備や雇用対策等を総合的に講じ、地域住民の生活を立て直し安定させること

### イ) 経済の復興

産業基盤の整備、中小企業等への助成策を含めた経済対策を総合的に講じ、経済を再び活性化させること

### ウ) 将来にわたって安全な地域づくり

単に災害が発生する前の状態に復旧するのではなく、再び災害が発生した場合にも、被害の最小化が図られるよう、科学的知見や過去の災害から得られた教訓を踏まえて、基盤インフラ整備や防災対策の構築などを適切に組み合わせた安全性の向上に配慮した地域づくりを行うこと

## 第二 復興対策本部及び復興基本方針等

### 1. 復興対策本部（法第4条から第7条まで関係）

#### (1) 概要

東日本大震災や阪神・淡路大震災のような大規模災害からの復興に当たっては、国の関係省庁、都道府県、市町村それぞれの施策効果を十分に発揮させるために、各種の施策が一体的に行われるよう調整し、的確かつ迅速に進めていくことが重要である。このため、特定大規模災害が発生した場合に、内閣総理大臣は、閣議にかけて、復興基本方針の案の作成、関係行政機関及び地方公共団体の施策の総合調整等を所掌する復興対策本部及び当該本部の事務の一部を行う復興現地対策本部を設置できることとした。

また、被災した地方公共団体の意向や有識者の意見を反映させるため、諮問に応じて復興に関する重要事項の調査審議等を行うものとして、復興対策本部に關係地方公共団体の長などから内閣総理大臣が任命する者を構成員とする復興対策委員会を置くこととし、復興基本方針の案を作成する際には、同委員会の意見を聴かなければならないこととした。

#### (2) 留意事項

ア) 復興現地対策本部は国の地方行政機関となることから、本来、その設置

については、地方自治法（以下「自治法」という。）第156条第4項の規定により国会承認が必要となる。しかし本法では、政府が速やかに復興に着手できるようにするため、当該規定を適用除外とすることとした。一方、国会の承認を不要としたことの代替措置として、国会への事後報告を設けることで、行政府のみの意思による国の地方行政機関の濫設防止に配慮することとした。

- イ) 自治法第156条第4項には、地方行政機関の設置に係る国会承認のほか、設置及び運営について国が経費を負担すべきことが定められている。現地対策本部の設置及び運営に要する経費は、当然のことながら国が負担すべきであり、当該部分は適用除外されるものではない。
- ウ) 災対法による緊急災害対策本部と本法による復興対策本部は、それぞれ別の法律によって設置され、異なる所掌事務を担うものである。したがって、復興対策本部が設置された場合に、緊急災害対策本部が当然に廃止されるものではない。ただし、両本部の並立によって指揮命令系統が混乱し、災害対策全般の的確な実施に支障をきたしてはならない。このため、いずれも内閣府に設置して、応急対策から復興段階まで情報共有が十分に図られるよう運用すべきものである。

## 2. 復興基本方針及び都道府県復興方針

### (1) 復興基本方針（法第8条関係）

政府は、特定大規模災害が発生した場合において、復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念にのっとり、復興の意義及び目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保等について定める復興基本方針を閣議決定しなければならないこととした。具体的に想定される記載内容は以下の通りである。

#### ア) 復興の意義及び目標

全国的な観点からみた当該災害からの復興の意義や被災地域の将来像、復興に要する期間等

#### イ) 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

各府省庁一体となって実施する施策のほか、復興期間に見込まれる事業規模、復興事業のための財源確保に関する基本的な考え方等

#### ウ) 復興に関して基本となるべき事項

被災地域における将来推計人口、災害に強い地域づくりのための土地利用の在り方、地域における暮らしや経済活動を再生するための基本的な施策等

#### エ) 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保

国、都道府県及び市町村それぞれの基本的な役割、災害の規模・態様に応じた平時とは異なる役割分担の在り方等

復興基本方針は、地方公共団体が早期に復興の見通しを立てられるよう、速やかに策定されるべきものであり、都道府県復興方針及び市町村による復興計画はこれに即して作成されることとなる。また、関係機関による施策の進捗や復興段階に応じた課題の変化等に的確に対応するため、情勢の推移により必要が生じた場合、当該方針を変更しなければならないこととした。

なお、それぞれの被災地域における具体的な復興の目標や将来像、即地的な土地利用の構想や計画、生活再建や経済復興のための取組等については、地方公共団体が住民と共に主体的に描くものである。当該方針はこれらについて、一律の考え方によることを強制するものではない。

## (2) 都道府県復興方針（法第9条関係）

### ① 具体的内容

特定大規模災害による被害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針（都道府県復興方針）を定めることができることとした。

同方針には、都道府県の判断により、復興の目標、当該都道府県が実施すべき施策、当該都道府県における当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項などを定めることとしており、これに即して、当該都道府県内の市町村の復興計画は作成されることとなる。具体的に想定される記載内容は以下の通りである。

#### ア) 復興の目標

国、都道府県及び市町村の施策等によって目指すべき地域の将来像、復興に取り組む際の柱となる考え方、復興期間等。

#### イ) 当該都道府県が実施すべき施策

生活再建、経済復興や災害に強い地域づくりのための都道府県による施策・事業、市町村の復興に向けた取組を補完する支援策、国による支援の枠組みの活用等。

#### ウ) 復興に関して基本となるべき事項

市町村が復興計画を作成する際の前提となる当該都道府県における人口の現状及び将来の見通しや土地利用のゾーニング（区分）等。なお、人口の将来の見通しについては国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を参照することができる。

### ② 策定手続

国、都道府県及び市町村間や隣接する都道府県間で整合性の取れた施策が講じられるよう、都道府県復興方針に都道府県内の市町村など他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、あらかじめその長の意見を聴かなければならないこととした。

同方針を定めたときは、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、内閣総理大臣に報告しなければならないこととし、内閣総理大臣は必

要な助言又は勧告をできることとした。これは都道府県の取組と相乗効果をもたらす国の支援策の活用を促すことや隣接する都道府県間のゾーニング等に不整合があった場合に調整することを可能とするためである。

### ③留意事項

- ア) 都道府県復興方針については、私権を制限する土地利用規制などに直結するものではないため、その策定手続において住民の意見を反映するために必要な措置を義務付けてはいない。しかし円滑かつ迅速な復興を図るためには、それぞれの地域の実情に応じて、住民からの意見募集、説明会や意見交換会などを実施することが望ましい。
- イ) 復興段階に応じて被災地域における課題は変化し、また、都道府県には市町村を適切に補完することが期待される。このため、都道府県復興方針については一度策定した後も、復興計画の作成を始めとする市町村の取組等を踏まえて、適時変更等を検討することが重要である。
- ウ) 都道府県復興方針を策定するか否かは、あくまでも特定大規模災害を受けた都道府県の判断によるものであり、国の復興対策本部の所管区域内の都道府県でも策定が義務付けられるものではない。逆に、同本部の所管区域外であっても、特定大規模災害を受けた都道府県であれば同方針を策定することができる。ただし、実際には、都道府県復興方針を作成する都道府県については同本部の所管区域内となるよう運用を予定している。

## 第三 復興のための特別の措置

### I 復興計画に係る特別の措置

#### 1. 復興計画の作成等

##### (1) 復興計画の作成（法第10条及び第11条関係）

###### ①概要

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など一定の要件に該当する地域をその区域とする市町村は、復興基本方針及び都道府県復興方針に即して、単独で又は都道府県と共同して、復興計画を作成できることとした。

こうした地域では様々な復興の取組の前提ともなる土地利用の再編等や基盤インフラの整備を円滑かつ迅速に実施する必要がある。一方、個々の事業が優先順位等を勘案せず拙速になされることや復興の取組がインフラ整備偏重となることは避けなければならない。

このため、本法の復興計画は、東日本大震災からの復興において、法的枠組みが整備されていない段階で地方公共団体が任意に定めた復興計画と、復興に必要な事業の許認可等を円滑かつ迅速に実施するため東日本大震災復

興特別区域法（平成23年法律第122号）によって設けられた復興整備計画とを併せて、制度化を図ることとした。したがって、同計画は、市町村における復興に当たってのマスタープランとして機能すべきものであり、同時に市街地から農地までの一体的な整備や集落単位での集団移転等被災地域の実態に即した事業を一つの計画に基づいて展開し、地域全般の復興を円滑かつ迅速に進めるためのものである。

## ②地域要件

復興計画を作成することができる一定の要件に該当する地域として、具体的に想定される地域は以下の通りである。

- ア) 大津波や火山の大規模噴火によって土地利用の状況が大きく変化しており、再度災害を防ぎ、災害に強い地域づくりを進めるため従来の土地利用を見直す必要が生じる地域等（法第10条第1項第1号。以下「第1号地域」という。）
- イ) 有毒性の火山ガス等の影響により多数の住民が避難や転居を余儀なくされているため従来の土地利用を見直す必要が生じる地域等（同項第2号。以下「第2号地域」という。）
- ウ) 第1号又は第2号地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係があり、これらの地域からの住民の避難先や住居の集団的な移転先となる地域（同項第3号。以下「第3号地域」という。）
- エ) 地盤の液状化や崩落を始めとする各種被害から市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要がある地域

これらの地域をその区域とする市町村を「特定被災市町村」、特定被災市町村を包括する都道府県を「特定被災都道府県」と定義することとした。

なお、市町村が復興計画を作成するときは、当該市町村の区域の全部又は一部が上記の4地域のいずれに該当するかについて、復興計画の目標や記載事項等の中で明らかにしなければならない。また、第3号地域をその区域とする市町村においては、第1号又は第2号地域をその区域とする市町村等からの要請を受けて復興計画を作成することとした（施行規則第1条）。

## ③作成主体

計画の作成主体については、住民に最も身近な基礎自治体であり、地域づくりの中心的な担い手となる特定被災市町村とした。ただし、市町村による復興に向けた取組と都道府県が実施する事業との齟齬や重複等をなくして相乗効果をもたらすために、あるいは、被災によって行政機能が低下した市町村を補完するために、特定被災市町村及び特定被災都道府県（以下「特定被災市町村等」という。）が共同して作成することもできることとした。

一方、複数の市町村が共同して作成することとはしてない。これは計画の対象となる各種事業については一つの市町村内で実施されることが基本で

あるとともに、土地利用の再編等に当たって前提となる市町村レベルの都市計画等についても一つの市町村が単独で定めるものとされているためである。

ただし、市町村の行政界において基盤インフラの整備水準や事業の優先順位、進捗状況に相違が生じることで、地域全体でみた復興の取組が非効率なものとならないよう留意しなければならない。このため、計画の作成段階から必要に応じて隣接する特定被災市町村同士の調整や特定被災都道府県による広域調整を図ることが重要である。

#### ④計画事項

復興計画には、その区域、目標、当該市町村における人口の現状及び将来見通しや土地利用に関する基本方針その他特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項、市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業（復興整備事業）に係る事項、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務、復興計画の期間等を記載することとしている。具体的に想定される記載内容等は以下の通りである。

##### ア) 復興計画の区域

被災状況等に応じて定めるものであり、数十ヘクタール程度から市町村全域までが想定される。

##### イ) 復興計画の目標

復興整備事業や地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業等の実施によって実現しようとする地域の将来像、復興に取り組む際の柱となる考え方等を記載することが想定される。

##### ウ) 復興に関して基本となるべき事項

当該市町村における人口の現状及び将来の見通しとしては、復興整備事業を始めとする各種事業や様々な施策を実施するための前提となる将来人口推計等を記載することが想定される。なお、人口の将来の見通しについては国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を参照することができる。

また、計画区域における土地利用に関する基本方針（以下「土地利用方針」という。）としては、地域づくりの全般的な考え方や土地の用途の概要といった復興計画の区域における土地利用の基本的方向及び復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺2万5千分の1以上の地形図を記載することとした（施行規則第2条）。

##### エ) 復興整備事業に関する事項

義務的記載事項として、事業の名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び事業の種類（市街地開発事業、土地改良事業、復興一体事業及び都市施設の整備に関する事業に限る。）を記載することとした（施行規則第3条）。

##### オ) 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業等に関する事項

地域の実情に応じて、復興整備事業以外の施設整備、良好な居住環境の形成、被災者の雇用確保、中小企業や商工団体等の再建支援などのための事業等を記載することが想定される。

カ) 復興計画の期間

復興計画に記載された復興整備事業の実施に要すると見込まれる期間を記載する。

⑤作成手続

復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないこととした。また、復興計画及びその実施に関して協議するため、市町村長と都道府県知事のほか、必要と認める者を構成員とする復興協議会を組織できることとした。復興の取組が地域や地区に根付いたものとなり、計画に記載された各種事業が円滑かつ迅速に実施できるようにするためにも、これらの措置や協議会の活用等によって、復興に着手する早期の段階から住民との情報共有や合意形成等に努めることが重要である。

⑥留意事項

- ア) 復興計画の記載内容については、基本理念を踏まえ、将来人口推計等を前提として、インフラ整備に偏ったり、復興整備事業等が過大となったりしないよう留意すべきである。
- イ) 復興整備事業については、計画の作成主体以外の者が実施するものを記載することも可能としたが、その場合には内容の的確性、実効性等を担保するために、当該実施者の同意を得なければならないこととした。  
一方、当然のことながら規定されているすべての復興整備事業を盛り込む必要はなく、地域特性や被害状況等に応じて適切なものを記載すればよい。
- ウ) 復興整備事業以外の施設整備等（例えば、市街地開発事業等と併せて行う交通安全施設等の整備等）で計画の作成主体以外の者が実施するものを復興計画に記載する場合には、当該施設整備等の実施者と十分な調整を図ることが必要である。
- エ) 作成手続における住民の意見を反映するために必要な措置として、規定上は公聴会の開催を例示しているが、被災した地方公共団体においてはそれが相当の負担となることも想定されるため、必ずしも公聴会によらなければならないということではない。当該規定の趣旨に留意して、説明会の開催や住民アンケートの実施等によることも考えられる。
- オ) 公聴会等における住民意見の中には実施困難なものや意見同士が対立するものもあることが想定される。したがって、そのすべてを復興計画に反映させることを義務付けるものではない。

## (2) 土地利用基本計画の変更等に関する特例（法第12条関係）

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等においては、住居などの居住系施設を再度災害等による被災リスクの小さい地域へ移転させて、その跡地を農地とするなど、従来のゾーニングが変更される可能性が高い。こうしたゾーニングの変更等に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）、森林法（昭和26年法律第249号）等の手続による必要があるが、それぞれの縦覧期間や意見聴取の方法等は区々となっている。また、被災した地方公共団体の行政機能が著しく低下していることも想定されることなどから、これらの個別法の手続によっては、円滑かつ迅速な事業実施等に支障をきたすおそれがある。

このため、被災した地方公共団体の事務負担の軽減及び手続の迅速化に資するよう、復興協議会での協議・同意等を経た復興計画の公表をもって、当該計画に記載された土地利用の変更等に係る許認可等があったものとみなし、複数の個別法による以下の手続を一括して処理できることとした。

- ア) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による土地利用基本計画の変更
- イ) 都市計画法による都市計画区域の指定・変更・廃止、都市計画の決定・変更
- ウ) 農振法による農業振興地域の変更、農用地利用計画の変更
- エ) 森林法による地域森林計画区域の変更、保安林の指定・解除
- オ) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。）による漁港区域の指定・変更・取消し

なお、復興の進捗状況に応じて、必要となる事業が単発的にしか出てこない場合など、事業実施に必要な手続について、復興協議会を介さず個別に対応した方が効率的となることも想定される。このため、災害の発生により会議の開催が困難であることその他の合理的な理由がある場合等（施行規則第6条）には、市町村の判断で復興協議会を開催せずに事業実施に必要な手続に個別に対応できることとした。

## (3) 復興整備事業に係る許認可等の特例（法第13条及び第14条関係）

### ①一括処理

復興整備事業を実施するに当たって必要となる都市計画区域等における開発行為や農地転用の許可などについても、個別法の手続によっては、円滑かつ迅速な事業実施に支障をきたすおそれがある。このため、復興協議会での協議・同意等を経た復興計画の公表をもって、当該計画に記載された復興整備事業に係る許認可等があったものとみなし、複数の個別法による以下の手続を一括して処理できることとした。

- ア) 都市計画法による都市計画区域等における開発行為等の許可、都市計画事業の認可・承認

- イ) 農地法（昭和27年法律第229号）による農地転用の許可、農振法による農用地区域における開発行為の許可
- ウ) 森林法による地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可、保安林における立木の伐採等の許可
- エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による特別区域における工作物の新築等の許可、普通地域における工作物の新築等の届出
- オ) 漁港法による漁港区域における工作物の建設等の許可
- カ) 港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾区域内の工事等の許可、臨港地区内における行為の届出等

なお、土地利用基本計画の変更等と同様、復興協議会によらず個別にも対応できることとした。また、あくまでも従前どおり許認可権者の同意を要することとしているのは、許認可が処分性を有する行為として訴訟の対象となるものであり、その判断について責任を負う者を明確にする必要があること等によるものである。

## ②農地転用許可の特例

被災地域における住民の生活再建等のためには、安全を確保できる高台や内陸部の農地を住宅地等に転用しなければならないことも想定される。しかし、農地法上、転用許可については、対象となる農地が農用地区域内にはないこと等の立地基準に加え、申請者に転用を行うために必要な資力信用があること等の一般基準によって一筆ごとに判断されることとなる。一方、ゾーニングの見直しに当たっては、都市計画法及び農振法上、農林水産大臣が社会経済事情から農用地区域内農地を市街化区域へ編入する必要があると判断した場合には、農地法の基準によらず当該農地を農業振興地域から除外している。

このため、復興整備事業に必要な農地の住宅地等への転用のためには、一筆ごとの転用基準に照らした審査ではなく、円滑かつ迅速な復興に資すると考えられるゾーニングの見直しの考え方にならうこととした。

具体的には、農林水産大臣の同意を得て、復興整備事業を実施した場合に2ヘクタールを超える農地転用が行われることが明らかである土地利用方針を記載した復興計画が公表されたときは、当該復興整備事業に係る農地転用の許可があったものとみなすこととした。なお、農林水産大臣は、第1号地域をその区域とする市町村の土地利用方針が、当該市町村の復興のため必要かつ適当であり、当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められるときには同意することとされている。

## ③開発許可の特例

復興計画に、復興整備事業の実施に係る開発許可等に関する事項を記載しようとするときは、復興協議会が組織されている場合には、会議における協

議をするとともに特定被災都道府県知事等の同意を得ることとし、復興協議会が組織されていない場合又は会議における協議が困難な場合には、あらかじめ特定被災都道府県知事等に協議をし、その同意を得ることとして、当該復興計画が公表されたときは、当該公表の日に関係する事項に係る復興整備事業の実施主体に対する開発許可等があったものとみなされることとした。

なお、復興計画に記載しようとする開発許可等に関する事項に係る復興整備事業が、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等の円滑かつ迅速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建を図るため、市街化調整区域において実施することが必要であると認められる場合においては、都市計画法第33条に規定する基準又は同法施行令第36条に規定する基準（同条第1項第3号に掲げる基準を除く。）に適合するものであると認めるときは、特定被災都道府県知事等は復興整備事業の実施に係る開発許可等に関する事項を記載した復興計画に同意するものとし、市街化調整区域において行う開発行為等の許可基準を列挙した同法第34条各号に規定する基準又は同法施行令第36条第1項第3号に掲げる基準への適合は求めないこととした。

#### （４）土地区画整理事業等の特例

##### ①土地区画整理事業等の特例（法第15条関係）

地方公共団体が施行する土地区画整理事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内に限定されており、市街化調整区域では、開発許可を受けた民間施行者（個人、土地区画整理組合、区画整理会社）だけが非都市計画事業として土地区画整理事業を施行できることとなっている。しかし、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における復興を計画的に進めるためには、民間の発意だけによるのではなく、地域づくりを担う地方公共団体が市街化調整区域における土地区画整理事業を施行できるようにすることが必要である。

このため、復興計画に記載された土地区画整理事業については、地方公共団体が施行するものであっても第1～3号地域内の市街化調整区域において施行できることとした。

##### ②土地改良事業の特例（法第16条関係）

都道府県が土地改良事業を実施するためには、原則、15人以上の農業者による申請が要件とされている。しかし、農地や農業機械の流出等から、農業の再開に中長期間を要する状況となった場合には、離農を希望する者が多数に上り、15人以上の農業者が集まることが困難な事態も想定される。

このため、復興計画に記載された土地改良事業であって、通常の申請に基づいて行うものと同等の要件に適合する事業については、都道府県が申請によらず実施できることとした。

### ③集団移転促進事業の特例（法第17条関係）

大津波や火山の大規模噴火等の被害をこうむった地域においては、再度災害を防止するために集団移転促進事業の事業箇所が相当数に上ることが想定されるが、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業に係る同法第3条第1項に規定する集団移転促進事業計画の策定主体は市町村に限定されている。

このため、被災した市町村の負担を軽減するため、復興計画に記載された集団移転促進事業に係る同事業計画については、市町村に代わって、都道府県が策定できることとした。

### ④地籍調査事業の特例（法第20条関係）

特定大規模災害によって土地の境界を示す杭や塀及びその他の証拠書類などが流出して土地の境界が不明確になった地域等では、各種事業を実施する前提として国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項に規定する地籍調査が必要となる場合もあるが、その実施主体については通常は地方公共団体とされている。

こうしたことから、被災した地方公共団体の負担を軽減するため、国土交通大臣の同意を得て復興計画に記載された地籍調査事業については、本来の実施主体に代わって、国土交通省が行うことができることとした。

なお、国土交通省が行う地籍調査に要する経費については、通常、市町村が実施する場合と同様、国が2分の1、都道府県及び市町村がそれぞれ4分の1を負担することとした。

### ⑤その他（法第18条及び第19条関係）

被災した地方公共団体の事務負担の軽減及び手続の迅速化に資するよう、土地利用基本計画の変更等や復興整備事業に係る許認可等と同様、復興協議会での協議・同意等を経て、必要な事項が記載された復興計画の公表をもって、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良地区の指定・事業計画の作成、漁港法による特定漁港漁場整備事業計画の作成・届出・公表の手続を一括して処理できることとした。

## 2. 復興一体事業（法第21条から第27条まで関係）

### （1）概要

従前広大な農地に住宅地が点在していたような地域で特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化したところでは、災害に強い地域づくりを進めるために土地区画整理事業や農業用排水施設の新設等を一体的に施行して、地域の特性に応じた土地利用の再編を行うことが必要となる場合が想定される。このため、市町村が次の事業を一体的に施行する「復興一体事業」を復

興整備事業として復興計画に記載し、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、その施行に係る事業計画について都道府県知事の認定を受けることができることとした。

ア) 土地区画整理事業

イ) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設・管理・変更

ウ) 客土、暗渠排水その他の農用地の改良・保全のため必要な事業

## (2) 事業計画

復興一体事業の事業計画には、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、施行地区、復興一体事業の概要、事業施行期間、資金計画を記載することとし、併せて当該復興一体事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条第1項の施行規程を定めなければならないこととした。また、事業計画の認定過程においては、通常土地区画整理事業と同等の手続がとられるよう、同法の所要の規定を準用等することとした。

都道府県知事は事業計画を認定したときは、遅滞なくその旨を市町村に通知しなければならない。当該通知を受けた市町村長は遅滞なく、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市町村の名称、事業施行期間、施行地区その他の事項を公告しなければならないこととした。当該公告については、土地区画整理法第55条第9項の規定による公告とみなされ、公告の日後、同法第76条第1項に基づく施行地区内における建築行為等の制限の効力が生じることとなる。

## (3) 復興住宅等建設区

住宅や学校、病院等が広範に被害を受けた場合に防災性の高い市街地を整備し再度災害を防止するためには、例えば、盛土、嵩上、高台切土などを講じた土地に住宅等を集約することが課題となる。このため、復興一体事業の事業計画においては、そうした措置を講じた土地に復興住宅等建設区を定めて、住宅又は公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。以下同じ。）の宅地の所有者が当該区域内への換地の申出をできることとした。

当該換地に当たっては、土地区画整理法第89条に規定する照応の原則のうち、位置の照応の原則を適用除外とした。また、通常、施行地区内の宅地の所有者等が換地の申出をする場合には、従前の宅地に建築物その他の工作物が存しないことが要件とされるが、これについても適用除外とした。これは費用や時間的制約を踏まえると地域全体の盛土や被災者自身による建物の解体除却等が現実的ではない場合もあり、速やかに地域住民の生活再建を図るためには、これらの要件を外してでも、住宅及び公共的施設を集約させる必要性・公共性があると判断したためである。

### 3. 復興計画の実施に係る措置等

#### (1) 届出対象区域（法第28条関係）

##### ①具体的内容

復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を確保するため、市町村において事業実施の障害となるおそれがある建築物の建築等の情報を事前に把握し、必要に応じて勧告等を行うことができる届出対象区域の制度を設けることとした。

当該区域内で以下の行為をしようとする者は、原則として当該行為に着手する30日前までに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日を市町村長に届け出なければならない。

ア) 土地の区画形質の変更

イ) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築

ウ) 建築物その他の工作物の移転・用途の変更（施行令第4条第1項）

なお、通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、国・地方公共団体が行う行為及び復興整備事業の施行として行う行為のほか、以下の行為（施行令第4条第2項）は届出の対象とはならない。

ア) 次に掲げる土地の区画形質の変更

- ・イに掲げる建築物の新築等の様に供する目的で行うもの
- ・既存の建築物その他の工作物の管理のために必要なもの
- ・農林漁業を営む者のために行うもの

イ) 階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物その他の容易に移転し、又は除却することができる建築物の新築・改築・増築・又は移転

ウ) イに掲げる建築物その他の工作物の用途の変更

エ) 法令やこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（道路法（昭和27年法律第180号）の規定により、道路占用者が占用期間満了後の原状回復として行う行為など）

##### ②指定手続等

届出対象区域の指定については、市町村の広報に届出対象区域及び当該区域に係る復興整備事業の内容を明示し、市町村の広報に掲載して（施行規則第7条）、公示することで効力を生ずる。また、市町村長が当該行為に関し設計の変更等を勧告した場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対して土地に関する権利の処分についてのあっせん等を講ずるよう努めなければならない。

#### (2) 土地の立入り等（法第29条から第34条まで関係）

特定大規模災害の被災地域においては多数の行方不明者や相続の発生、仮設住宅への入居や県外への避難などにより、土地の所有者等の調査が難航するこ

とも想定される。このため、土地の所有者等の同意が得られない場合でも復興計画の作成などのために測量や地質の調査等ができるよう、必要な限度において、以下の通り特定被災市町村等による土地への立入りや障害物の伐除等ができることとした。

#### ①行為主体と目的

- ア) 特定被災市町村等（その命じた者又は委任した者を含む。）は、復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のための測量・調査に必要な限度で土地への立入り等が可能である。
- イ) 特定被災市町村等以外の復興整備事業（法第10条第2項第4号ヌ・ル・ワに掲げる事業を除く。）の実施主体（その命じた者又は委任した者を含む。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のための測量・調査に必要な限度で土地への立入り等が可能である。

#### ②具体的に可能となる行為

- ア) 他人の占有する土地への立入り
- イ) 測量等に当たっての障害物の伐除
- ウ) 測量等に当たって必要な土地の試掘又はこれに伴う障害物の伐除

#### ③留意事項

- ア) 土地への立入りを特定被災市町村等以外の復興整備事業の実施主体が行う場合には、あらかじめ特定被災市町村長の許可が必要である。
- イ) 測量等のための障害物の伐除については、特定被災市町村長の許可を受けることで、障害物の所有者及び占有者の同意を得られないときでも可能である。ただし、市町村長は許可を与えようとするときは、所有者等にあらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。  
ただし、所有者等がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、現状を著しく損傷しないときは、市町村長は所有者等にあらかじめ意見を述べる機会を与えずに許可が可能である。なお、その場合には、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者等に通知しなければならない。
- ウ) 試掘等については、特定都道府県知事の許可を受けることで、土地等の所有者及び占有者の同意を得られないときでも可能である。ただし、都道府県知事は許可を与えようとするときは、所有者等にあらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

#### (3) 資料の提出その他の協力（法第35条関係）

特定被災市町村等による復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施に当たっては、登記簿などの行政機関等が様々な使用目的に応じて収集している土地の所有者等の情報を有効に活用することが望まれる。しかし、これらが個人の識別情報にあたる場合、本来の収集目的以外

の使用が難しく復興のために十分な活用がなされない懸念がある。

このため、本法においては復興計画の作成等に当たって、特定被災市町村等や復興整備事業の実施主体が、関係行政機関や関係地方公共団体の長、自治会などの関係のある公私の団体に対してこれらの情報を含む資料の提出その他必要な協力を求めることができる旨明記した。なお、復興整備事業の実施主体には、民間団体も含まれるが、当該規定によって関係行政機関等から情報提供を受けられるのは、国、都道府県又は市町村に限定することとした。

#### (4) 不動産登記法の特例（法第36条関係）

復興整備事業のための用地取得に当たっては、土地の境界の明確化が必要である。しかし、特定大規模災害の被災地域においては、境界標となる杭や塀などの物証及びその他の証拠書類が流失し、また、土地の所有者等の所在も判明しないなど、土地の境界を明確化することができないおそれがある。こうした場合、不動産登記法（平成16年法律第123号）第131条に規定されている、申請に基づいて筆界特定登記官が職権調査等により筆界の位置についての判断を示す筆界特定制度が有効であるが、現行制度では当該申請をすることができる者が所有権登記名義人等（同法第123条第5号）に限られている。

このため、同法の特例として以下の要件を満たす場合に、復興計画に記載された復興整備事業の実施主体が筆界特定の申請をすることができることとした。

- ア) 当該復興整備事業が土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の事業認定、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第10条第1項の特定公共事業の認定又は都市計画法第62条第1項の都市計画事業の認可等の告示があった事業であること。
- イ) 筆界特定の対象となる土地のうち少なくとも一方の全部又は一部が当該復興整備事業の実施区域内に所在すること。
- ウ) 筆界特定の申請をすることについて、対象土地（不動産登記法第123条第3号）の所有権登記名義人等の承諾があること。

ただし、当該所有権登記名義人等の所在が不明の場合には、その承諾を得ることなく申請することが可能である。なお、この場合、申請人である復興整備事業の実施主体は、必要な調査を行ったにもかかわらず、所有権登記名義人等の所在が判明しないことを証する情報（調査の内容及びその結果を記載した書面及びその調査内容を裏付ける資料）を作成し、添付する必要がある。

#### (5) 権限の委任（法第38条関係）

復興計画に係る特別措置の速やかな運用を図るためには、国の同意等に関する手続のうち、可能なものについては被災地域により近い現場で事務を処理できるようにすることが望ましい。このため、本法に基づく農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣の権限について、広域的な利害調整や複数省庁間での調

整を要するものを除き、それぞれ地方支分部局の長に委任することとした（施行令第6条）。

## II 都市計画の特例

### 1. 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画（法第41条関係）

都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）を参照されたい。

### 2. 都市計画法の特例（法第42条関係）

被災した市街地において、都市計画や土地区画整理事業のために必要があるときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき発災日から最長2か月間、区域を指定し建築制限を行うことができる。この間に、都市計画の決定や変更に向けた合意形成を進める等所要の措置を講ずることで、劣悪な市街地の形成を防ぎ、必要な事業等の円滑な実施につなげることが期待されている。しかし、被災した地方公共団体によっては、行政機能の低下や専門的な知識、経験を有する職員の不足等から、限られた期間内に自ら必要な都市計画の決定等所要の措置を講ずることが困難となることも想定される。

こうしたことから、特定大規模災害等による被害を受けた都道府県や市町村は、復興を図るために必要な都市計画の決定等について、国土交通大臣や都道府県による代行を要請できることとした。国土交通大臣や都道府県は、要請をした地方公共団体における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で決定又は変更のために必要な措置をとることができる。なお、市町村の都市計画の決定等については、まずは都道府県に代行を要請することとし、当該都道府県から代行することが困難である旨の申出があり、かつ、要請をした地方公共団体における都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通大臣が決定又は変更のために必要な措置をとることができる。これらの代行の要請が行われる場合としては、当該地方公共団体において、都市計画の決定等に係る事務の迅速な遂行が困難である場合等が想定される。

## III 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行（法第3章第3節関係）

### 1. 概要

東日本大震災では被災による行政機能の低下等によって、自ら災害復旧事業等を実施することが困難な地方公共団体が発生した。このため、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号。以下「震災代行法」という。）が制定され、海岸保全施設の災害復旧事業などについて国等による代行がなされた

ところである。

こうした事態は今後、大規模災害が発生した場合にも想定されることから、法においても、特定大規模災害等による被害を受けた都道府県や市町村等が災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請できることとした。国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとした。

## 2. 工事の代行

具体的に代行の対象となる災害復旧事業等に係る工事は、以下の通りである。

ア) 漁港法に規定する漁港施設の工事

イ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防工事

ウ) 港湾法に規定する港湾工事

エ) 道路法に掲げる地方公共団体が管理する国道、都道府県道又は市町村道の工事

オ) 空港法（昭和31年法律第80号）に規定する地方管理空港又は特定地方管理空港の災害復旧工事等

カ) 海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全施設の工事

キ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止工事

ク) 下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する公共下水道又は都市下水路の工事

ケ) 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の工事

コ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊防止工事

市町村が管理する施設に係るこれらの工事については、市町村から国又は都道府県のいずれに対しても直接代行を要請することができる。

ただし、ア及びクについては、市町村が代行を要請できる相手方は都道府県のみで、国による代行制度は設けていない。これは漁港施設については大津波などが発生した場合に特に膨大な事業箇所数が見込まれる一方、市町村管理の漁港には小規模なものが多く、被災した市町村を包括するそれぞれの都道府県において代行することが適当であるため、下水道については平時から国の直轄事業がないためである。

また、イ～エ及びカ～クについては、それぞれの個別法において、工事の規模が著しく大きい場合や高度な技術を要する場合など、一定の要件の下で代行制度が設けられている。しかし、本法の代行制度はそうした要件に該当しないときでも、円滑かつ迅速な復興を図る観点から、要請に基づく代行を可能とするものである。

### 3. 権限の代行

工事を円滑に施行するためには、個別法に基づく土地の立入権限や占用許可等の行政処分権限の行使が必要となることが想定される。また、行政の統一性の確保といった観点からは、工事を施行する者と行政処分権者とを分離しないことが望ましい。こうしたことから、代行工事を施行する者は、要請をした地方公共団体に代わってこれらの権限を行使できることとした。

当該権限の行使を伴う工事については、広く一般に周知する必要があることから、あらかじめその区域や開始日等を告示しなければならないこととした。代行工事の施工者による権限行使は、原則、告示された工事の開始日から完了又は廃止の日までに限るが、費用負担や工事に際し発生した損害の賠償に関する権限等、継続して処理する必要があるものについては、工事の完了又は廃止の日以後も行使できる（施行令第11条等）。

また、これらの告示や権限行使については、適切に処理できる地方支分部局の長に委任することとした（施行令第15条等）。なお、国が港湾工事を行うときに港湾管理者に代わって実施する権限等については、従来から港湾法に規定されているため、法及び施行令において改めて規定はしていない。

### 4. 費用負担

当該代行制度の趣旨は、被災した地方公共団体の行政機能の低下を補完し、事務負担の軽減を図ることにあるため、国及び地方公共団体の費用負担については、地方公共団体が自ら施行した場合と同等の負担関係とした。

したがって、国が代行する工事について、地方公共団体は自ら施行した場合に国が交付すべき補助金等に相当する額を当該工事に要する費用から除いた額を負担し、受益者負担金等があるときは、これを当該工事に要する費用から控除することとした。また、都道府県が代行する工事については、本来の管理者である市町村が施行した場合に国が交付すべき補助金等に相当する額を国が負担し、これを当該工事に要した費用から控除した額を市町村が負担することとした。受益者負担金等の扱いは、国代行の場合と同様である（施行令第14条等）。

一方、地方公共団体の財政負担を軽減するためには、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）等によって、災害復旧事業等に係る国の負担割合を嵩上げする措置等が設けられており、代行工事の場合においても、そうした制度は適用されることとなる。

## 第四 職員の派遣

### 1. 概要

特定大規模災害による被害を受けた地方公共団体では、膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施

等に必要の人員が中長期的に不足することも懸念される。このため、国に対して職員の派遣を要請できることとし、また、内閣総理大臣や都道府県知事に対して国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求めることができることとした。

## 2. 具体的内容

### (1) 要請手続等（法第53条から第55条まで関係）

派遣先、派遣元や要請を行う相手等については以下の通りである。

職員の派遣を受ける者・内容		職員を派遣する者	要請・あっせんを 求める相手	根拠条文
都道府県	要請	関係行政機関	左記の長	法第53条第1項
		関係地方行政機関	左記の長	法第53条第1項
	あっせん	関係行政機関	内閣総理大臣	法第54条第1項
		他の地方公共団体	内閣総理大臣	法第54条第2項
市町村	要請	関係地方行政機関	左記の長	法第53条第2項
	あっせん	関係地方行政機関	都道府県知事	法第54条第1項
		他の地方公共団体	都道府県知事	法第54条第2項

上表中、「関係地方行政機関」とは地方公共団体ではなく国の関係行政機関の地方支分部局等のことで、また、市町村があっせんを求める相手である「都道府県知事」とは当該市町村を包括する都道府県の知事のことである。なお、他の地方公共団体からの職員派遣そのものは、自治法第252条の17の規定に基づき行われる。

これらの要請及びあっせんの求めについては、以下の事項を記載した文書で行うこととした（施行令第39条及び第40条）。

- ア) 派遣を要請する又はあっせんを求める理由
- イ) 派遣を要請する又はあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ) 派遣を必要とする期間
- エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ) その他職員の派遣・あっせんについて必要な事項

一方、要請・あっせんを受けた国及び地方公共団体は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めなければならない。

### (2) 災害派遣手当（法第56条第1項関係）

#### ①概要及び支給額の基準

法第55条又は他の法律の規定により派遣された職員が、住所又は居所を離れて派遣先の地方公共団体の区域に滞在することを要する場合に限り、派遣

先の地方公共団体は、当該派遣職員に対して、災害派遣手当として内閣総理大臣が定める基準に従い、条例で定める額を支給することができることとした（施行令第43条）。

当該手当は日額旅費的な性格を持つものであり、その基準については、国家公務員の旅費額及び宿泊に要する経費等を総合的に勘案し、以下の通り定めることとした（平成25年内閣府告示第204号）。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	施設の利用区分 公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## ②留意事項

- ア) 法第56条の規定中「他の法律の規定」とは、他の地方公共団体からの派遣の根拠となる自治法第252条の17の規定を念頭に置いている。
- イ) 被災状況によっては、実際に派遣職員の滞在する施設が派遣先の地方公共団体ではなく、近隣の他の地方公共団体の区域内にあることも想定される。このため、「滞在することを要する場合」とは派遣先の地方公共団体の区域内での勤務実績があれば良く、必ずしも当該区域内の施設に宿泊することまでは求めていない。
- ウ) 災害派遣手当においては、派遣される地域による地域差及び派遣される職員の職務による等級の差は、取扱上考慮されていない。
- エ) 災害派遣手当は、派遣を受けた地方公共団体がその条例に基づき支給する日額旅費、時間外勤務手当等により、減額等を行わないものである。
- オ) 災害派遣手当は、所得税の対象とはならない。
- カ) 告示の「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは各種共済施設、職員研修宿泊施設、下宿等であり、「その他の施設」とは旅館業法第2条のホテル営業及び旅館営業の施設であること。

また、滞在を要する日数は派遣職員が派遣を受けた地方公共団体の地域内に到着の日から同地出発の日の前日までの期間である。

## (3) 国からの派遣職員の身分取扱い（法第56条第2項関係）

国の関係行政機関（関係地方行政機関を含む。）から派遣された職員の任免や給与に関する事項等については以下の通りとした。

### ①身分について（施行令第41条）

- ア) 国からの派遣職員については、身分取扱いに関する不利益変更を生じさせないよう、派遣元と派遣先双方の身分を併有することとした。なお、

派遣先の地方公共団体の職員の身分の取得は任命行為を要件とするものであるから、発令を行うことが必要である。

- イ) 都道府県又は市町村が自治法第172条第3項等の規定により定められた定数の残余に関わらず職員派遣を受けることができるよう、派遣職員については派遣先の地方公共団体の職員定数の外に置くこととした。
- ウ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、職員の採用及び昇任については競争試験又は選考によることとされているが、派遣職員に関しては派遣元が決定することから、同法の所要の規定を適用除外とした。
- エ) 派遣職員に対する分限及び懲戒処分については、派遣先の地方公共団体が行うのではなく、派遣先での職務を国における職務とみなし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定を適用することとした。

なお、これらの法律における法令違反については、派遣先の地方公共団体の職員に適用される関係法令に対する違反も含むこととした。
- オ) 派遣職員は、派遣期間が終了したとき又は派遣元の職員としての身分を失ったときは、特段の発令行為を要することなく、派遣先の職員の身分を失うこととした。

#### ②給与等について（施行令第42条）

- ア) 派遣職員に対して給与等の条件の不利益変更がなされないよう、給与や期末手当等の諸手当については国が支給することとした。一方、通勤手当や超過勤務手当等の諸手当については派遣先の地方公共団体が支給することとして、これに伴う関係法令の適用について整理した。
- イ) 国が支給した給与等については、原則、その負担を当該職員の派遣を受けた都道府県又は市町村に転換することとした。これは派遣期間中、当該職員が派遣先の職務のみに従事する以上、その経費は派遣先の地方公共団体が負担することが適切であるためである。しかし、従事する対価としての性格が乏しいものやその支給額が当該職員の公務員としての全期間に係る退職手当及び共済制度による給付については、そのまま国の負担とすることとした。

### 3. 留意事項

職員派遣については同様の規定が災対法第29条以下にもあるが、派遣された職員の従事する業務が「復興計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施」（以下「復興計画の作成等」という。）である場合には法を、災害応急対策又は災害復旧である場合には災対法をそれぞれ根拠として行うこととなる。より具体的には、復興計画の作成や復興整備事業としての公共土木施設の新設、宅地造成、土地改良事業などを行う場合には法による職員派遣が、被災者の保護、物資等の供給及び運送、公共土木施設の災害復旧事業などを行う場合には災対法による職員派遣が活用できる。

なお、実際の運用に当たっては、災対法によって派遣された職員が引き続き復興計画の作成等に従事することや、災害復旧事業に携わりながら同時に復興計画の作成等に従事することも想定される。このような場合、復興計画の作成等に従事する以上は、改めて法による派遣要請等が必要となる。また、災害派遣手当については、その性格から当然のことながら、災対法によるものと法によるものとを二重に支給することはできない。

## 第五 その他

### 1. 施行期日（法附則第1条関係）

この法律は公布の日（平成25年6月21日）から施行された。ただし、(3)から(5)①までに関する規定（法第3章、第53条から第56条まで及び第5章並びに附則第5条から第11条まで）については、政省令等を作成し関係機関に周知する等準備が必要なことから、公布の日から起算して2か月以内において政令で定める日から施行することとして、平成25年8月20日から施行された。

### 2. 検討（法附則第4条）

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。

以上